

平成26年6月21日
文 化 庁

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産一覧表への記載決定について(第二報)

カタールのドーハで開催されている第38回ユネスコ世界遺産委員会において、我が国が世界文化遺産に推薦していた「富岡製糸場と絹産業遺産群」についての審議が行われ、

現地時間 6月21日(土)10:55

(日本時間 6月21日(土)16:55)

に、世界遺産一覧表に「記載」することが決定されました。

なお、世界遺産一覧表への正式な記載日は、第38回世界遺産委員会の審議最終日である6月25日(水)になる見込みです。

(参考) 世界遺産委員会の決議の4区分

- ① 記載(Inscription)：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral)：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral)：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe)：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

1. これまでの経緯：

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成25年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成25年 9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成25年 9月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年10月	ICOMOSへ追加情報を提出
平成26年 4月	ICOMOSからの勧告

2. 世界遺産委員会における主な審議内容

<要旨>

「富岡製糸場と絹産業遺産群」について、評価基準(ii)及び(iv)に基づき、「記載」と決定された。

<主な審議内容のポイント>

- イコモスの勧告どおり、「記載」されることが適当との意見が大多数(18 か国)の委員国から表明された。
- 特に、イコモスとうまく連携し推薦書を作り上げた点が評価された。
- 現在の世界遺産一覧表には産業遺産が十分に反映されていないため、この分野の記載が促進されることを望む意見が出された。

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課 長 高橋 宏治

世界文化遺産推薦係長 岡島 通子

電話:03-5253-4111(代表) 内線 2877

富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産一覧表記載審議に係る決議の

概要

(1) 記載の可否と記載基準への適合

- 富岡製糸場と絹産業遺産群を(ii)及び(iv)の下に世界遺産一覧表に記載する。

記載基準	評価の内容
ii	富岡製糸場は、産業としての養蚕技術をフランスから日本に、早い時期に、完全に移転することに成功したことを示している。地元での長年の養蚕の伝統を背景として行われたこの技術移転は、養蚕の伝統自体を抜本的に刷新した。この結果富岡は、技術改良の拠点となり、20世紀初頭の世界の生糸市場における日本の役割を証するモデルとなった。このことは、世界的に共有される養蚕法が、早い時期に現れたことの証拠となった。
iv	富岡製糸場と絹産業遺産群は、生糸の大量生産のための一貫した集合体の優れた見本である。設計段階から工場を大規模なものにしたことと、西洋の再良の技術を計画的に採用したことは、日本と極東に産業の方法論が伝播する決定的な時期だったことを示している。19世紀後半の大きな建築物群は、和洋折衷という日本特有の産業建築洋式の出現を示す卓越した事例である。

(2) その他

- 以下の点について配慮することを併せて勧告する。
 - a) 緩衝地帯に関する保護措置を厳格に実施し、それらのさらなる厳格化も考慮することにより、資産周辺の経済発展と都市開発に注意を払い続けること。
 - b) 荒船風穴の考古学的性質および保護のための屋根の利点と欠点に関し、さらに深い観点からの検討を加えること。
 - c) 各資産に関する管理計画の各条項の間で調和を図り、それらを統一した管理計画を策定するため、地元の諸機関と世界遺産協議会との協力

を強化すること。

- d) 女性が指導者および労働者として役割を果たすことにより、フランスから、また日本国内で女性による専門技術の伝達が行われたことに関する研究を実施し、また女性労働者の労働と社会的境遇に関する知識の充実を図ること。